

(目的) 1. この要領は、第一薬科大学 危機管理規定第3条第(1)オ 感染症(含む食中毒)に係わる感染症のうち、指定感染症[感染症法第6条にある既に知られている感染性の疾病(一類感染症、二類感染症、三類感染症及び新型インフルエンザ等感染症を除く。)]であって、感染症法上の規定の全部又は一部を準用しなければ、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあるものとして政令で定めるもの]の対応に関するものである。
(指定感染症の感染の防止) 2. 第一薬科大学(以下、本学とする)における新型インフルエンザや令和2年政令第60号から指定感染症として定められた新型コロナウイルス(COVID-19)の指定感染症の感染者の発生及び拡大を予防するため、以下の症状を有する学生・教職員は、留意事項の確認と適切な対応・行動するものとする。 (1) 息苦しさ(呼吸困難)、強いだるさ(倦怠感)、高熱等の強い症状のいずれかがある場合 (2) 重症化しやすい方発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合 高齢者をはじめ、基礎疾患(糖尿病、心不全、呼吸器疾患(慢性閉塞性肺疾患など)など)がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤などを用いている方は特に留意すること。 (3) 上記以外の方で発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合 (症状が4日以上続く場合は必ずご相談すること。症状には個人差があるので、強い症状と思う場合にはすぐに相談する。解熱剤などを飲み続けなければならない方も同様。) (情報収集および提供) 3. 新型コロナウイルス等の指定感染症に関する情報については、厚生労働省ホームページに掲載されている情報などの公式情報を確認するようにする。なお、指定感染症については、日々状況が変化するため、必要に応じて、総務課等より最新の情報や追加的な留意事項を再度提供するものとする。 (感染の予防) 4. 感染を予防するためには、基本的な感染予防の実施や不要不急の外出の自粛、「3つの密」を避けること等が重要である。 これまでに国内で感染が確認された方のうち重症・軽症に関わらず約80%の方は、他の人に感染させていない一方で、一定の条件を満たす場所において、一人の感染者が複数人に感染させた事例が報告されている。集団感染が生じた場の共通点を踏まえると、 (1) 以下の3つの条件のある場では、感染を拡大させるリスクが高いと考えられることから、感染を予防するものとする。 ・密閉空間(換気の悪い密閉空間である) ・密集場所(多くの人が密集している) ・密接場面(互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や共同行為が行われる)という (2) 以下の留意事項については常に心がけ、感染の予防を徹底するものとする。 ① 正しい手指衛生(手洗いや手指消毒)を心がける(※)。 ② 咳エチケットや正しいマスク着用を心がける。 ③ 流行時には、人混みへの不要不急の外出を避ける。 ④ その他、感染予防に必要な事項を行う。 (日々の健康管理と報告) 5. 学生および教職員は日々の健康管理を徹底すると共に、毎日の健康観察経過(体温および症状、行動、家族の健康の有無等)を所定の健康フォームに入力し、報告を行うものとする。
(国内出張・旅行の自粛要請の事案) 6. 国内における新型コロナウイルス感染症等の指定感染症の拡大により、感染リスクが非常に高まっている場合(緊急事態宣言時期等)、自身の感染および家族と学内関係者の感染を防止するため、国内の出張・旅行においても以下の通りとすることが望ましいものとする。 (1) 福岡県外への不要不急の出張・旅行は自粛する。 (2) 必要な出張・旅行であっても福岡県外への移動は延期することが望ましい。 (3) 県外への移動・帰省など自粛する。やむを得ず移動した場合、学生はクラス担任・アドバイザーに相談して、感染状況に応じて地域ごとに対応する。 ※最新の情報は厚生労働省のホームページにて確認する。 (海外への渡航制限等) 7. 学生・教職員による海外渡航の可否については、外務省の感染症危険情報レベル(以下、「感染症危険レベル」という。)(※)に基づき、以下の通りとする。 (1) 感染症危険レベルがレベル4(退避勧告)およびレベル3(渡航中止勧告)」とされている国・地域への学生・

教職員による大学用務としての渡航は不可とする。

（２）感染症危険レベルが「レベル２：不要不急の渡航は止めてください。」とされている国・地域への学生・教職員による大学用務としての渡航については、教職員等においては所属長の許可を要することとし、学生等においては原則渡航不可とする。これらの国・地域に、学生等が大学用務としての渡航を希望する際には、所属長からの申請に基づき、海外出張の手続きに沿って、渡航の可否の判断を仰ぐものとする。

（３）私事旅行については、「感染症危険レベル２以上の国・地域」への渡航は原則として控える。

（海外渡航歴のある学生・教職員への対応等）

８．海外渡航歴のある学生・教職員への対応については以下とする。

（１）直近１４日間に感染症危険レベル２以上の国・地域」への渡航歴がある場合

直近１４日間に感染症危険レベル２以上の国・地域への渡航歴がある本学構成員には次の①～④の対応を要請する。なお、「感染症危険レベル２以上の国・地域」からの入国、帰国の後、発熱（37.5℃以上）や咳などの呼吸器症状が出ずに入国日、帰国日の翌日より数えて１４日間は自宅や国が指定する宿泊施設での待機を要するが、その後も引き続き不要不急の外出を避け、感染予防を心がけて、日常生活を過ごすこと。

○要請する対応

- ① 入国日、帰国日の翌日より数えて１４日間は不必要な外出を控えること
- ② 日々の健康状態の観察し、発熱（37.5℃以上）かつ呼吸器症状が出た場合には
- ③ 学生は日々の健康フォームの入力と共に、速やかにクラス担任・アドバイザーあるいは学生課に連絡する。連絡を受けた者は、科目責任者、実務実習担当教員、教職員は総務課および医務室への報告し、情報を共有する。
- ④ 他者との接触を避け、マスクを着用し、速やかに最寄りの「帰国者・接触者相談センター」等に電話で相談する。

（２）直近１４日間に感染症危険レベル２以上の国・地域への渡航歴がない場合

感染症危険レベル２以上の国・地域への渡航歴や流行地域在住の方との接触歴等にかかわらず、次のいずれかに該当する学生・教職員には次の①、②の対応を要請する。

○該当条件（いずれか）

- a.風邪の症状や発熱（37.5℃以上）が４日以上続いている場合（解熱剤を飲み続けなければならないときを含む）。ただし、基礎疾患を有するなどについては、風邪の症状や発熱（37.5℃以上）が２日以上続いている場合
- b.強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある場合

○要請する対応

- ① 学生は日々の健康フォームの入力と共に、速やかにクラス担任・アドバイザーあるいは学生課に連絡する。連絡を受けた者は、科目責任者、実務実習担当教員、教職員は総務課および医務室への報告し、情報を共有する。
- ② 他者との接触を避け、マスクを着用し、速やかに最寄り（居住地）の受診・相談センターにお問い合わせください。発熱患者等の診療・検査が可能な医療機関をご案内されるので、案内された医療機関に電話相談したうえで受診してください。

※厚生労働省ホームページ上の「新型コロナウイルスに関する Q&A」（令和３年２月６日時点版）において、WHO の知見によれば、現時点で潜伏期間は１-14 日（一般的に約５日）とされており、また、これまでのコロナウイルスの情報などから、未感染者については原則 10 日間にわたり健康状態を観察することが推奨されている。参照【厚生労働省 Q&A（令和３年２月６日時点版）等】

厚生労働省 HP > 政策について > 分野別の政策一覧 > 健康・医療 > 健康 > 感染症情報 > 新型コロナウイルス感染症について > 新型コロナウイルスに関する Q&A（一般の方向け

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00001.html

参照 表１ 感染症危険レベル

レベル１：十分注意してください。	特定の感染症に対し、国際保健規則（IHR）第４９条によりWHOの緊急委員会が開催され、同委員会の結果から、渡航に危険が伴うと認められる場合等。
レベル２：不要不急の渡航は止めてください。	特定の感染症に対し、IHR第４９条によりWHOの緊急委員会が開催され、同委員会の結果から、同第１２条により「国際的に懸念される公衆の保健上の緊急事態（PHEIC）」としてWHO事務局長が認定する場合等。
レベル３：渡航は止めてください。 （渡航中止勧告）	特定の感染症に対し、IHR第４９条に規定する緊急委員会において、第１２条に規定する「国際的に懸念される公衆の保健上の緊急事態（PHEIC）」が発出され、同第１８条による勧告等においてWHOが感染拡大防止のために貿易・渡航制限を認める場合等。
レベル４：退避してください。渡航は止めてください。 （退避勧告）	特定の感染症に対し、IHR第４９条に規定する緊急委員会において、第１２条に規定する「国際的に懸念される公衆の保健上の緊急事態（PHEIC）」が発出され、同第１８条による勧告等においてWHOが感染拡大防止のために貿易・渡航制限を認める場合等。

参照 表 2 福岡県受診・相談センター

保健所（受診・相談センター）	電話番号	夜間・休日の連絡先
筑紫保健福祉環境事務所	092-707-0524	092-643-3288
粕屋保健福祉事務所	092-939-1746	
糸島保健福祉事務所	092-322-5579	
宗像・遠賀保健福祉環境事務所	0940-36-6098	
嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所	0948-21-4972	
田川保健福祉事務所	0947-42-9379	
北筑後保健福祉環境事務所	0946-22-9886	
南筑後保健福祉環境事務所	0944-68-5224	
京築保健福祉環境事務所	0930-23-3935	

参照 表 2 福岡市・北九州市・久留米市 受診・相談センター

保健所（受診・相談センター）	電話番号 (24 時間対応)	夜間・休日の連絡先
福岡市新型コロナウイルス専用ナビダイヤル	092-711-4126	同左
北九州市新型コロナウイルス専用ナビダイヤル	0570-093-567	
久留米市新型コロナウイルス専用ナビダイヤル	0942-30-9335	

※新型コロナウイルス感染症に関する心の相談

福岡県精神保健福祉センター092-582-7700

平日（祝日、年末年始を除く） 9 時～12 時、13 時～17 時

（感染症法の指定感染症に伴う欠席・休暇の扱い）

9. 感染症法第 6 条の指定感染症に指定された新型コロナウイルス等の感染症に関する対策行動計画の「感染等に伴う欠席・休暇の扱い」の具体的な対応方針に係わる事案である。

なお、感染の拡大や本学関係者の発症などの状況によって、柔軟な対応をとるものとする。

（1）かかりつけ医等の地域で身近な医療機関または受診相談センターから紹介された医療機関において新型コロナウイルスのための PCR 等の検査（以下「検査」とする）を受ける場合

- ・学生は、学校保健安全法を根拠とした「出席停止」扱いとする(欠席扱いとしない)。

欠席する際は、クラス担任・アドバイザーに電話又はメールでその旨を連絡し、後日欠席届を提出する。本人が連絡できない場合は、家族等が連絡を行うものとする。

- ・実務実習中の学生は、別途定められている実務実習おける指示に従う。
- ・教職員は、総務課に電話又はメールで連絡し、当面の間は特別休暇をとする。

（2）検査で陽性となった場合（感染の確定）

ウイルス反応陽性者は保健所が指定した施設等で療養する。

- ・学生は、学校保健安全法を根拠とした出席停止(欠席扱いとしない)とする。

出席停止に該当する学生が発生した場合の出席停止プロセスおよびその後の対応は「指定感染症に感染が疑われる対応」のフローチャートを参照として対応する。

- ・教職員は、特別休暇をとする。

（3）検査で陰性となった場合

① かかりつけ医等の地域で身近な医療機関または受診相談センターから紹介された医療機関から指定感染症に感染していない、又は治癒と診断される前（当日）まで

- ・学生は、欠席扱いとしない。

欠席する際は、クラス担任・アドバイザーに電話又はメールでその旨を連絡し、後日欠席届を提出する。本人が連絡できない場合は、家族等が連絡を行うものとする。教職員は、特別休暇をとる。

② かかりつけ医等の地域で身近な医療機関または受診相談センターから紹介された医療機関から指定感染症に感染していない、又は治癒と診断された後（翌日から）

ア. 症状が継続する場合

登校・出勤の自粛を要請し、原則として欠席扱いとしない。欠席する際は、クラス担任・アドバイザーに電話又はメールでその旨を連絡し、後日、欠席届を提出する。本人が連絡できない場合は、家族等が連絡を行うものとする。連絡を受

けた者は、科目責任者、実務実習担当教員、教職員は総務課および医務室への報告し、情報を共有する。

イ．症状が消失した場合

学生はクラス担任・アドバイザーに電話又はメールでその旨を連絡し、後日、欠席届を提出する。連絡を受けた者は、科目責任者、実務実習担当教員、教職員は総務課および医務室への報告し、情報を共有する。

（４）家族等が感染した場合

① 同居している家族等に発熱等の症状がある場合

- ・ 学生は、家族等の当該感染症の可能性がなくなるまで欠席扱いとしない。
- ・ 教職員は、家族等の当該感染症の可能性がなくなるまで特別休暇とする。

② 同居している家族等が感染した場合

- ・ 学生は、感染した家族等と最後に濃厚接触をした日から起算して原則 10 日間を出席停止とする。
- ・ 教職員は、感染した家族等と最後に濃厚接触をした日から起算して原則 10 日間を特別休暇とする。

③ 大学内（あるいは実習施設）に感染拡大のリスクが高まると判断された場合例）同居している家族等が感染者になる可能性、PCR 検査を受ける必要が生じたなど、・感染拡大のリスクが消失するまで、①と同様の対応とする。

（５）海外から帰国した場合

外務省の感染症危険情報の「危険レベル 3・2・1」の国や地域から帰国した場合

- ・ 学生は、帰国後 1 4 日間を出席停止とする。
- ・ 教職員は、帰国後 1 4 日間を特別休暇とする。

（６）風邪等による症状の場合

- ・ 学生は、原則として欠席扱いとしない。

欠席する際は、学生課に電話又はメールでその旨を連絡し、後日、欠席届を提出する。本人が連絡できない場合は、家族に連絡してもらう。

- ・ 教職員は、総務課に電話又はメールで連絡し、当面の間は年次休暇をとる。

その後、県内等での感染者の発生以降は、1 週間を目途に特別休暇とする。なお、感染拡大を抑制する観点から、職務専念義務免除や特別休暇(出勤が著しく困難であると認められる場合)の適用も検討する。

【学生および教職員の対応表】

	風邪症状	検査 期間	陽性確認	陰性確認以降	
				かかりつけ医または受 診相談センターから紹 介された医療機関から の指定感染症に感染し ていない、又は治癒と 診断される前	かかりつけ医または受診相談セン ターから紹介された医療機関から 指定感染症に感染していない、又 は治癒と診断された後
					症状あり
学生	欠席扱い としない	出席停止		欠席扱い としない	登校
教職員	有給休暇	特別休暇		有給休暇	出勤

7. 指定感染症に感染が疑われる場合などの対応マニュアル

（１）感染が疑われる場合の対応

一般的なウイルス感染に関する疑問や体調不良に関する相談	発熱 (37.5℃以上) などの風邪症状や強いだるさ息苦しさがある場合
第一薬科大学 医務室 電話：092-541-0161（内線 355） Mail:y-okamoto@daiichi-cps.ac.jp 教職員が感染疑いの学生を把握した場合は、相談センターに相談するよう指導し、クラス担任、アドバイザー、科目責任者、実務実習担当教員に電話またはメールで連絡する。医務室も情報共有する。	かかりつけ医等の地域で身近な医療機関または最寄りの受診・相談センターに電話相談し、診療・検査が可能な医療機関の案内を受けた後、当該医療機関に電話相談したうえで受診する。 例）福岡市新型コロナウイルス感染症相談ダイヤル：092-711-4126

新型コロナウイルスに感染したと思ったら
(毎朝体温測定、体調の変化に気をつけましょう。)

1 最初に

かかりつけ医等の地域で身近な医療機関に電話相談

相談した医療機関で診療・検査が可能な場合

当該医療機関を受診
(「診療・検査医療機関」等)

相談した医療機関で診療・検査ができない場合

2 に記載の連絡先に電話相談し、診療・検査が可能な医療機関の案内を受けた後、当該医療機関に電話相談したうえで受診

PCR検査

陽性

検査が不要 又は陰性

保健所が指定した施設等で療養

治療

療養解除

- ・ 発症日から10日間経過し、かつ症状が消失して72時間経過
- ・ 発症日から10日間経過以前に症状軽快した場合に、症状軽快後に2回連続でPCR等検査で陰性

平熱になって
2日間経過かつ咳などの風邪症状が消失するまで自宅療養

- ◆ 受診前に必ず電話相談をし、来院時間を決定してください。
- ◆ できる限り公共交通機関以外で受診するようにしてください。
- ◆ 来院時間を守り、マスクを着用して受診してください。

※ 電話またはメール・Webでの報告のうえ療養する。薬学

部：学生課 092-541-0161(内線326)

看護学部：看護学部事務室 092-559-7331

医務室：092541-0161(内線355) E-Mail: y-okamoto@daiichi-cps.ac.jp

「自宅療養報告」→Webによる報告

「健康観察記録表」→2週間記入(メール又は後日提出)